放射線管理区域 radiation controlled area

[簡単に]

被ばくから身を守るために立ち入りを制限した、原子力施設内の特別の区域

「詳しく]

放射性物質を取り扱う、発電所や事業所などでは、放射線や放射能のレベルが一定の 基準を超えるおそれのある区域を、管理区域に設定し、立ち入りを制限します。これは、 従業員や周辺住民が無用な被ばくをしないようにするためです。例えば、外部被ばくだ けが考えられる場所では、3 か月で 1.3 ミリシーベルトを超える可能性のある区域を、放 射線管理区域とします。

[角度を変えて]

放射線管理区域では、被ばくを防ぐために原子力施設の関係者以外の立ち入りを原則として禁止します。また、区域内における放射線を監視したり、作業者の仕事の仕方を管理したりします。放射性物質によって汚染された物などを別の施設に移す場合は輸送の安全基準などを満たしているかどうか、液体や気体の放射性廃棄物を施設の周辺に出す場合でも監視や測定をするなど、周辺住民の健康と安全を守るために、放射線が過度に漏れないよう、また、放射能汚染が拡大しないように、常に厳重な対策を取ります。

この区域の設定は事業者が行います。外部から受ける放射線の線量、空気中の放射性物質の濃度、汚染される物の表面の放射性物質の密度などについて、この区域とする基準は、法令で定められています。

[誤解に注意]

- ・「放射線管理区域」は、外部被ばくだけを問題にする用語であるが、内部被ばくと外部被ばくの両方が問題になる区域は、別に「汚染管理区域」と言って区別される。そして、法令では、それぞれを「管理区域」と呼んでいる。「管理区域」という語が使われているときは、どちらの意味で使われているのか注意しなければならない場合がある。また、この用語には、原子力や放射線の話題かどうかがわかりにくいという問題もある。このような用語の実態があることを十分認識したうえで、その場その場で伝えたいことが誤解なく伝わるように、工夫する必要がある。
- ・福島第一原子力発電所事故の後、上記の法令が定める基準以上の放射線量となった地域があった。その際に、その地域を放射線管理区域に指定して立ち入りを制限すべきかどうかという混乱が生じた。事故などの緊急時は、放射線管理区域の考え方は適用されず、原子力災害対策特別措置法に基づく「警戒区域」や「計画的避難区域」が適用されるの

で、注意が必要である。

[わかりやすく伝えるポイント]

- ・放射線や放射能の管理区域を規定する法令についてその内容を説明する必要のある場合 は、次のように説明するとわかりやすい。
 - ●「放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律」

放射性物質や放射線を出す装置の取扱い、またそれらから出た放射線によって汚染された物の廃棄などの取扱いを規制して、放射線障害の防止、公共の安全を確保するために定めた法律です。その下にある規則において、放射線や放射能汚染の管理区域の設定要件が規定されています。

●「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」

原子力事業や国際規制物資の使用等を規制して、それらによる災害の防止、核燃料物質の防護、公共の安全を図るために定めた法律です。その下にある規則において、放射線や放射性物質による汚染の管理区域の設定要件が規定されています。

[関連語]

放射線 → 親見出し参照(p1)

放射能 → 親見出し参照(p5)

シーベルト → 親見出し参照(p45)

放射性廃棄物 → 親見出し参照(p165)

【参考文献】

1) ATOMICA, 管理区域

(http://www.rist.or.jp/atomica/data/dat detail.php?Title Key=09-04-05-03)

2) 原子力規制委員会, 用語集"管理区域"

(http://www.nsr.go.jp/archive/nisa/word/6/0194.html)

3)核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律

(http://law.e-gov.go.jp/htmldata/S32/S32H0166.html)

4) 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律

(http://law.e-gov.go.jp/htmldata/S32/S32H0167.html)

5) 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則

(http://law.e-gov.go.jp/htmldata/S35/S35F03101000056.html)

6)経済産業省プレス発表(平成23年4月22日),計画的避難区域、緊急時避難準備区域の 設定

(http://www.atomdb.jnes.go.jp/content/000118461.pdf)